

【表紙】

| | |
|------------|--------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 2021年1月5日提出 |
| 【ファンド名】 | N Z ドル短中期債券ファンド |
| 【発行者名】 | 明治安田アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大崎 能正 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 植村 吉二 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 |
| 【電話番号】 | 03-6700-4111 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【臨時報告書の提出理由】

内国投資信託「NZドル短中期債券ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、信託の終了（以下、「繰上償還」といいます。）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）繰上償還の年月日

2021年2月25日（予定）

2021年2月2日実施の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、繰上償還を行います。

（ロ）繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、2018年2月27日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、2020年3月以降の当ファンドの受益権口数は、投資信託約款に定められた10億口を下回る状態が継続し、効率的な運用の継続が懸念される状況にあります。

さらに、NZドル建て債券の利回りは運用開始時に比べ大幅に低下したうえ、コロナ禍に対応した中央銀行の金融緩和は長期化する様相であり、安定した利息収益の確保が難しい運用環境が長期化すると予想されます。

上記の理由により、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき書面決議による信託終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定しました。

（ハ）繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2021年1月7日現在の当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対して、信託終了（繰上償還）に係る情報を記載した書面を交付いたします。

以上